

秋田市告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月28日

秋田市長 沼 谷 純

1 名称

二葉町町内会

2 規約に定める目的

この会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 会員相互の融和・親睦
- (3) 行政機関および地区団体との連絡調整
- (4) 集会施設等の維持管理
- (5) 美化・清掃等区域内の環境整備
- (6) 区域内の安心・安全に関すること
- (7) その他、この会の目的達成に必要な事項

3 区域

この会の区域は、秋田市将軍野東一丁目5番（一部）、将軍野東二丁目10番（一部）、11番（一部）、12番（一部）、14番（一部）、15番（一部）、16番から22番まで、将軍野東三丁目1番（一部）、2番（一部）および3番（一部）とする。

4 主たる事務所

この会の事務所は、二葉会館（秋田市将軍野東二丁目11番17号）に置く。

5 代表者の氏名および住所

小 熊 正 英

秋田市将軍野東三丁目 3 番 6 号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和 8 年 8 月 28 日